

重 要 事 項 説 明 書

(指定介護予防)指定認知症対応型共同生活介護

—なでしこの家友渕町—

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通りご説明いたします。

◇◆目次◆◇

1、事業主体概要	2
2、施設概要	2
3、職員体制	3
4、勤務体制	3
5、サービス及び利用料金等	3
6、利用料金のお支払い方法	6
7、協力医療機関	7
8、サービス提供により賠償すべき事故が発生した時の対応	8
9、苦情相談機関	8
10、秘密保持と個人情報の保護について	9
11、身体拘束等を行う際の手続きについて	9
12、虐待防止に関する事項	9
13、運営推進会議の設置	9
14、非常火災時の対応	9
15、緊急時における対応方法	9
16、サービス利用にあたっての留意事項	10

1.事業主体概要

事業主体名	株式会社なでしこ
代表者氏名	代表取締役 中川 清彦
所在地	〒534-0016 大阪府大阪市都島区友渕町三丁目 8 番 14 号
電話及び FAX 番号	TEL 06-6923-5000 FAX 06-6923-5001
他の介護保険 関連の事業	<p>① 特定施設入居者生活介護 ハートフルリビングなでしこ</p> <p>② 地域密着型特定施設入居者生活介護 ハートフルリビングなでしこ桑津</p> <p>③ 小規模多機能型居宅介護 私の家なでしこ</p> <p>④ 看護小規模多機能型居宅介護 私の家なでしこ南田辺</p> <p>⑤ 特定施設入居者生活介護 ハートフルリビングなでしこ都島</p> <p>⑥ 認知症対応型共同生活介護 なでしこの家</p> <p>⑦ 認知症対応型通所介護<共用型>なでしこの家 デイたいむ</p> <p>①③⑤⑥⑦介護予防有</p>
他の介護保険 以外の事業	なし

2.施設概要

施設名	なでしこの家友渕町
目的	株式会社なでしこが設置する「なでしこの家友渕町」という指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員が要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型生活介護を提供することを目的とする。
施設の運営方針	<p>1、本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する大阪市条例の趣旨及び内容に沿ったものとする。</p> <p>2、利用者様の人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、利用者様が必要とする適切なサービスを提供する。</p> <p>3、利用者様及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。</p> <p>4、適切な介護技術を持って家庭的な環境と地域に根付いたサービスを提供する。</p>

	5、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
施設の種類	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
管理者	古坂 貴子
開設年月日	平成 28 年 3 月 1 日
保険事業者指定番号	2795200092
所在地	〒534-0016 大阪府大阪市都島区友渕町 3-8-14
電話及び FAX 番号	TEL 06-6923-5000 FAX 06-6923-5001
居室の概要	居室 27 室 (1 室 7.45 m ²)
共用施設の概要	トイレ 9 (各ユニット 3)
防犯防災設備 避難設備の概要	消火器、スプリンクラー、自動火災報知機と火災通報装置の連動、誘導灯
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損保
実施地域	大阪市内

3、職員体制

職員の職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算
		専従	非専従	専従	非専従	
管理者	1		1			0.4
計画作成担当者	1				1	0.4
介護従事者	30	11	1	18	1	19.5
看護職員	0					0
その他	0					0

* 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数<週 38 時間>で除した数です。

4、勤務体制

昼間の体制	基本時間 6:00～21:00 管理者 9:00～18:00 計画作成担当者 9:00～18:00 1 ユニット 介護職員 3 名 早出 7:00～16:00 日勤 9:00～18:00 遅出 10:30～19:30
夜間の体制	基本時間 21:00～6:00 介護職員 3 名 17:30～9:30

5、サービスおよび利用料金等（非課税の記載のないものは税込となります）

保険給付サービス (非課税)	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動有り）が自己負担となります。
家賃	69,000 円（非課税）
管理費	35,000 円（非課税） 共用部分の維持管理費・水道光熱費・建物の修繕管理費・居室内の水道代
食 費	39,000 円 <30 日の場合 >1,300 円/日 内訳 朝食 220 円 昼食 490 円 おやつ 100 円 夕食 490 円 ※欠食の受付は欠食日より 5 日前までとなっています。 (税込)
レク材料費	1,000 円（税込）
備品費	2,000 円（税込）
福祉用具	実費（商品により消費税の有無が別）
行事費等	内容により実費徴収
オムツ	実費
理美容	実費
医療費	実費
外出	協力医療機関以外の通院やその他特別な外出介助 1 時間以内 2,000 円 以後 30 分ごとに 1,000 円（税込）
交通費	当該利用者様に関わることで発生した交通費は実費 ＊搬送等で付き添いをした場合、最速手段にて職員が事業所へ戻る必要があるため、公共交通機関のみならずタクシーを使用することがあります。
その他	個人で購入した品物で立替したものの費用 生活するうえで係る費用
入院期間中における 居住費や食費の取り 扱い	家賃 減額なし 食 費 入院日を起算日とし 5 日分実費 管理費 日割り半額 ※管理費の日割りの半額とは、管理費を月の日数で割り小数点以下切捨て、その金額を 1/2 にして小数点以下を切り上げた金額を指す。
体験利用（非課税）	1 日 5,000 円 食費別途 1,300 円/日（朝食：220 円、昼食：490 円、おやつ：100 円、夕食：490 円） リネン費 100 円/日

●介護保険料金

介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位

<上記1日単位>

● 加算

1) 入院時費用

- ・認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所に入居後、医療機関に入院し3ヵ月以内に退院し再入居になった場合も1月に6日を限度として同様の初期加算が摘要となり、下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

単位数	246 単位
-----	--------

2) 初期加算

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所に入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。<30日を超える病院又は診療所への入院の後に認知症対応型生活介護（介護予防認知症対応型生活介護）に再び入居した場合も同様とします。>

単位数	30 単位
-----	-------

3) 協力医療機関連携加算

1、協力医療機関連携加算

- ・相談、診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合に算定

単位数	100 単位
-----	--------

2、協力医療機関連携加算

- ・上記以外の協力医療機関と連携している場合に算定

単位数	40 単位
-----	-------

4) 医療連携体制加算

1、医療連携体制加算（I）イ

*医療機関、訪問看護ステーションに在籍する看護師と連携し、24時間連絡体制を確保している場合。

*入居者の状態が急変あるいは重度化した場合の対応指針を別途定めている場合。

- ・事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置している場合。

- ・喀痰吸引、経腸栄養、人工呼吸器、人口膀胱、人工肛門、褥瘡に対する治療が行われている利用者が前12か月において1人以上いる場合

単位数	57 単位
-----	-------

2、医療連携体制加算（I）□

- ・上記、＊の要件
- ・事業所の職員として准看護師を常勤換算で1名以上配置している場合。
- ・喀痰吸引、経腸栄養、人工呼吸器、人口膀胱、人工肛門、褥瘡に対する治療が行われている利用者が前12か月において1人以上いる場合。

単位数	47 単位
-----	-------

3、医療連携体制加算（I）△

- ・医療連携体制加算（I）のいずれかを算定している
- ・上記、＊の要件

単位数	37 単位
-----	-------

4、医療連携体制加算（II）

- ・医療連携体制加算（I）のいずれかを算定している
- ・喀痰吸引、経腸栄養、人工呼吸器、人口膀胱、人工肛門、褥瘡に対する治療が行われている利用者が前3か月において1人以上いる場合。

単位数	5 単位
-----	------

5) 看取り介護加算

- ・医療連携体制加算を算定していること
- ・医師が回復の見込みがないと診断した者
- ・利用者の介護に係る計画が作成されている場合
- ・看取り指針を定め、入居の際に利用者に対して内容を説明し同意を得ている場合

(死亡日以前 31～45 日)

単位数	72 单位
-----	-------

(死亡日以前 4～30 日)

単位数	144 单位
-----	--------

(死亡日前日及び前々日)

単位数	680 单位
-----	--------

(死亡日)

単位数	1280 单位
-----	---------

6) 夜間支援体制加算

夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を1ユニット1名配置することに加えて、夜勤を行う介護従事者又は宿直勤務を行う者を1名以上配置している場合

単位数	25 单位
-----	-------

7) 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者<第2号被保険者>ごとに個別の担当者を定めている場合

単位数	120 単位
-----	--------

8) 退居時情報提供加算

入居者様が医療機関へ退居した際、情報提供を行った場合に算定

単位数	250 単位
-----	--------

9) 退居時相談援助加算

利用期間が1ヶ月を超える利用者様が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者様の退居時において当該利用者様及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者様の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者様の退居後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該利用者様の介護状況を示す文書を添えて当該利用者様に係る居宅サービスを又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合

単位数	400 単位 (利用者一人につき1回を限度)
-----	------------------------

10) 認知症専門ケア加算

1、認知症専門ケア加算（I）

日常生活自立度Ⅲ以上の方が入居者の1/2以上で、職員の中で認知症介護実践リーダー研修修了者がいること、職員間で認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に開催していること

単位数	3 単位
-----	------

2、認知症専門ケア加算（II）

認知症専門ケア加算（I）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置していること

単位数	4 単位
-----	------

11) 認知症チームケア推進加算

1、認知症チームケア推進加算（I）

*認知症専門ケア加算を算定している場合は算定不可

- ・日常生活自立度Ⅲ以上の方が入居者の1/2以上いること
- ・周辺症状の予防及び対応に資する認知症介護の指導にかかる専門的な研修等を終了した者又は、周辺症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置しており、複数人の介護職員で周辺症状に対応するチームを組んでいること

- ・対象者に対し周辺症状評価を計画的に行い、評価に基づく値を測定、周辺症状の予防につながるチームケアを実施していること
- ・周辺症状の予防に資するケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、周辺症状の程度についての評価、振り返り、見直し等を起こっている場合に算定

単位数	150 単位
-----	--------

2、認知症チームケア推進加算（Ⅱ）

*認知症専門ケア加算を算定している場合は算定不可

- ・日常生活自立度Ⅲ以上の方が入居者の 1/2 以上いること
- ・対象者に対し周辺症状評価を計画的に行い、評価に基づく値を測定、周辺症状の予防につながるチームケアを実施していること
- ・周辺症状の予防に資するケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、周辺症状の程度についての評価、振り返り、見直し等を起こっている場合に算定
- ・周辺症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修修了者を 1 名以上配置し、複数人の介護職員で周辺症状に対応するチームを組んでいる場合に算定

単位数	120 単位
-----	--------

12) サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い 1 月につき加算となります。

1、サービス提供体制強化加算（I）

介護福祉士が 70% 以上または、勤続年数 10 年以上の介護福祉士が 25% 以上いる場合

単位数	22 单位
-----	-------

2、サービス提供体制強化加算（II）

介護福祉士が 60% 以上いる場合

単位数	18 単位
-----	-------

3、サービス提供体制強化加算（III）

介護福祉士が 50% 以上または、常勤職員が 75% 以上または、勤続年数 7 年以上の職員が 30% 以上いる場合

単位数	6 単位
-----	------

13) 生活機能向上連携加算

1、生活機能向上連携加算（I）

リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、計画作成担当者担当者と身体状況等の評価を共同して行っている場合、3 月につき加算となります。

単位数	100 単位
-----	--------

2、生活機能向上連携加算（Ⅱ）

リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問し、計画作成担当者担当者と身体状況等の評価を共同して行っている場合、1月につき加算となります。

単位数	200 単位
-----	--------

14) 栄養管理体制加算

管理栄養士（外部との連携も含む）が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行っている場合、1月につき加算となります。

単位数	30 単位
-----	-------

15) 口腔衛生管理体制加算

歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合、1月につき加算となります。

単位数	30 単位
-----	-------

16) 口腔・栄養スクリーニング加算

1、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）

事業所の従業員が、入居開始時及び入居6カ月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する計画作成担当者に提供している場合、6月につき加算となります。

単位数	20 単位
-----	-------

2、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態及び栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当する計画作成担当者に提供している場合、6月につき加算となります。

単位数	5 単位
-----	------

17) 科学的介護推進体制加算

利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合、1月につき加算となります。

単位数	40 単位
-----	-------

18) 高齢者施設等感染対策向上加算

1、高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

指定協力医療機関と新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保するとともに、一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め、感染症発生時に連携して対応している場

合、また医師会等が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回以上参加している場合に算定

単位数	10 単位
-----	-------

2、高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定

単位数	5 単位
-----	------

19) 新興感染症等対策療養費

1月に1回、連続する5日を限度とする。

- ・新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と対応を取り決めるよう努めていること。
- ・協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っている場合に算定

※現在指定されている新興感染症はありません

単位数	240 単位
-----	--------

20) 生産性向上推進体制加算

1、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

- ・業務改善委員会の設置及び必要な安全対策について検討等しており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
- ・厚労省が発表している生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、1年に1回業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行っている場合
- ・提出したデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認でき、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、介護助手の活用等適切な業務役割分担の取り組み等を行っている場合に算定

単位数	100 単位
-----	--------

2、生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

- ・業務改善委員会の設置及び必要な安全対策について検討等しており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
- ・厚労省が発表している生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、1年に1回業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行っている場合

単位数	10 単位
-----	-------

21) 介護職員等処遇改善加算

1、介護職員等処遇改善加算Ⅰ

所定単位数の合算に 18.6% の加算率を乗じた単位数で算定となります。

2、介護職員等処遇改善加算Ⅱ

所定単位数の合算に 17.8% の加算率を乗じた単位数で算定となります。

3、介護職員等処遇改善加算Ⅲ

所定単位数の合算に 15.5% の加算率を乗じた単位数で算定となります。

4、介護職員等処遇改善加算Ⅳ

所定単位数の合算に 12.5% の加算率を乗じた単位数で算定となります。

* 上記の加算に関しては利用者様の状態や事業所の運営状況により異なります。

* 1 単位 : 10.72 となります。介護保険の場合、最終合計単位数の算出となりますので上記の金額とは異なることがありますのであくまで目安とお考えください。

* 所定単位数とは基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数を指します。

* 利用者様が介護認定を受けていない場合には、サービス料金全額を一旦お支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されますく償還払い>。償還払いとなる場合、利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。もしくは、介護認定がおりてからの請求とさせて頂きます。

* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者様の負担額を変更します。

* 概算に関しては、別紙介護保険自己負担額表をご確認ください

6、利用料金のお支払い方法

料金・費用は、一ヶ月ごとに月末にて精算し、毎月 17 日までに前月の利用料等の請求書を送付します。銀行口座振替にて当月 27 日にお支払いください。また、振込の場合は下記口座に当月末日までにお支払ください。尚振込手数料は自己負担となります

【銀行口座振替の場合】

専用申し込み用紙をお渡しします。

【銀行振込みの場合】

三井住友銀行 駒川町支店 普通口座 1769304 株式会社なでしこ

りそな銀行 阿部野橋支店 普通口座 0337777 株式会社なでしこ

7、協力医療機関

当事業所では、利用者様の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

協力医療機関名	電話番号	住所
医療法人隆由会 整形外科おおたきクリニック	06-6922-0450	〒534-0001 大阪市都島区毛馬町 2-10-33
医療法人祥風会 万代池みどりクリニック 内科・整形外科・精神科	06-7502-3916	〒558-0055 大阪市住吉区万代 3-6-23
社会医療法人協和会 加納総合病院	06-6351-5381	〒531-0041 大阪市北区天神橋 7-5-15
医療法人慶春会 福永記念診療所 内科	06-6933-7844	〒536-0005 大阪市城東区中央 1-9-33
医療法人英信会 あいはら歯科・矯正歯科	06-6921-2728	〒534-0016 大阪市都島区友渕町 3-1-28
医療法人清博会 野瀬歯科	06-6705-3554	〒546-0013 大阪市東住吉区湯里 6-2-23 ネオコーポ東住吉 1 階
特定医療法人清翠会 牧老人保健施設	06-6929-0300	〒535-0004 大阪市旭区生江 2-15-14

8、サービス提供により賠償すべき事故が発生したときの対応

民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。又、賠償の範囲は、原則、損害賠償責任保険の補償範囲となります。

9、苦情相談機関

(1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

管理者	電話番号 06-6923-5000
計画作成担当者	受付時間 9:00～18:00
ユニットリーダー	

行政その他苦情相談窓口

都島区保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市都島区中野町 2-16-20 電話番号 06-6882-9859 受付時間 9:00～17:30
	所在地 電話番号 受付時間
おおさか介護サービス相談センター	所在地 〒543-0021 大阪市天王寺区東高津 12-10 (大阪市立社会福祉センター308) 電話番号 06-6766-3800 受付時間 9:00～17:00
大阪国民健康保険団体連合会	所在地 〒540-0028 大阪市中央区常盤町 1-3-8 電話番号 06-6949-5309 受付時間 9:00～17:00
大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課（指定・指導）	所在地 大阪市中央区船場中央 3-1-7-331 電話番号 06-6241-6310～14

10、秘密保持と個人情報の保護について

サービスを提供する上で知り得た利用者様及びその家族様に関する個人情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約を終了した後も継続します。予め、文章にて同意を得て、必要な医療機関やサービス提供に必要な関係機関、サービス担当者会議等で必要な場合に使用させて頂きます。

11、身体的拘束等を行う際の手続きについて

- 事業者は当該利用者様の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為（「身体的拘束等」という。）を行いません。
- 前項の規定による身体的拘束等は予め利用者様又は利用者様の家族に説明を行い、同意を得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができるものとします。
- 1・2項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保存します。

12、虐待防止について

事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- 常に人権の擁護・虐待防止を意識し適切な支援の実施に努めます。
- 従業者は支援にあたっての悩みや苦労を分かち合い、従業者が利用者様等の権利擁護に

取り組める環境の整備に努めます。

4、従業者が虐待を発見した場合には、速やかに上長に報告し、事実確認及び改善に向けた取り組みに努めます。また、必要と判断された場合には、保険者にも報告を行うものとします。

13、運営推進会議の設置

当事業所では、認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構成：利用者、利用者家族、地域住民の代表者、大阪市の職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び介護サービスについての知見を有する者とする。

開催：おおむね2ヵ月に1回以上とする。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

14、非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則り対応します。また、非難訓練を年2回、利用者様も参加して行います。

15、緊急時における対応方法

1、従業者はサービス実施中に利用者様の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずる。

2、主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

16、サービス利用にあたっての留意事項

食 事	欠食は5日前までに依頼があった場合、食費はかかりません。
排 泄	利用者様の状況に応じ、適切な介助を行う為、必要なオムツ類を使用させていただきます。
入 浴	週2回を基本としますが利用者様の状態により考慮します。
日常生活上 の援助	<ul style="list-style-type: none">・洗濯・居室内の掃除・シーツ交換・行事、余暇活動の計画・その他必要と判断される援助
面会	面会の際は、面会カードをご記入ください。ご家族様が宿泊される場合は、予め、事業所に申し出てください。又、寝具はご用意ください。
外出・外泊	所定の用紙で職員へ届出をしてください。利用者様単独での外出はお断りしています。
居室変更	利用者様の状態や管理上の都合により居室の変更を行う場合がありますので、予めご了承下さい。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また無断で他の入居者の居室に立ち入らないようにしてください。
所持品の 持ち込み	貴重品や金銭は、当事業所では管理しておりませんので、紛失等の責任は負いかねます。予めご了承ください。又、危険物の持ち込みは禁止とさせて頂きます。布団一式とシーツ類は揃えておりますが、毛布等必要な物があればご用意下さい。
住 所	大阪市内に在住<住民票のある>方。

指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 大阪市東住吉区湯里一丁目 14 番 5 号

事業者名 **株式会社なでしこ**

代表者名 代表取締役 中川 清彦

事業所 所在地 大阪市都島区友渕町三丁目 8 番 14 号

事業所名 なでしこの家友渕町

説明者名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました

利用者住所

利用者氏名

代筆者氏名

身元引受人住所

身元引受人氏名